

人物に関する証明書

氏名	免許 花子	生年月日	昭和〇年〇月〇日	性別	男・ <input checked="" type="radio"/> 女
現勤務先	〇〇市立△△中学校			職	教諭

「観察の区分」ごとに該当する箇所に○を記入（「教育職員としての適格性についての総合所見」の行も必ず記入）

観察の区分	観察の内容	評価				
		優秀	良好	普通	やや不十分	不十分
明朗性	<p>次ページの例を参考にして、「観察の区分」ごとに「評価」の視点を記入。「文章形式」かつ「現在形の表記（～している。～ができる。等）」で、<u>証明日現在の状況であることが明確にわかるように</u>記載してください。</p>					
指導力						
研究心						
社会性						
計画性						
自主性						
責任感						
協調性						
教育職員としての適格性についての総合所見						

現所属学校等の種類によって証明者が異なりますので、2ページ目を参照してください。

上記のとおり証明します。

令和〇年〇月〇日

申請日から6カ月以内に証明されたものが有効です。

所属長

〇〇市立△△中学校

校長 □□ □□

〇〇市立
△△中学
校長之印

又は出身学校長

証明責任者

〇〇市教育委員会

〇〇市
教育委員
会之印

- 備考
- 観察の内容は具体的に記入し、評価は該当する欄に○印を記入して下さい。
 - 証明責任者は、大学附置の国立学校又は公立学校にあつては大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園を除く。）にあつては所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）にあつては所管する地方公共団体の長、私立学校にあつては学校法人等の理事長を記入してください。なお、学校給食に係る共同調理場に勤務する場合にあつては、その設置者が設置する学校と同様の証明責任者となります。
 - 教員でない者にあつては、現に勤務している勤務先の長又は出身学校長の証明によつて下さい。

「人物に関する証明書」について

1 ページ目も必ずお読み下さい

- 「人物に関する証明書」は、申請者の教育職員としての適格性について、**証明日現在の状況**を証明していただくものです。
- 「観察の内容」の欄には、次の例を参考にして、「観察の区分」ごとに「評価」の視点を記入してください。教育職員以外の場合は、これに準じて記入してください。

観察の区分	観察の内容
明朗性	(児童・生徒や教職員への態度等を記載) (例) 明るくハキハキとした態度で児童(生徒)や教職員に接している。
指導力	(児童・生徒に対する指導力、職務遂行時のリーダーシップ等を記載) (例) 生徒の興味関心を高めるような教材等を研究し、指導を行うことができる。
研究心	(教材研究や自己研鑽等の状況、向上心等を記載)
社会性	(他者との信頼関係の構築、地域活動やボランティア活動の状況等を記載)
計画性	(授業や職務における計画性(短期的、中・長期的な計画をもっているか)を記載)
自主性	(職務や学校運営等における自主性を記載)
責任感	(職務や学校運営等における責任感を記載)
協調性	(教職員間の協力関係、保護者や地域関係者との連携・協働等を記載)

- 「評価」の欄には、「観察の区分」ごとに該当する箇所に○印をつけてください。
最終行「教育職員としての適格性についての総合所見」にも○印をつけてください。
- 所属長、証明責任者の欄は、次のように記入、押印してください。

所属長、証明責任者の印は、公印(職名が記載された印)を押してください(学校以外の例:△△園施設長印、○○保育園長印、○○市長印、社会福祉法人□□会理事長印、株式会社▼▼代表取締役印、大学長印等)。※私印ではありません。

申請者		所属長欄	証明責任者欄(注1)
(1) 現職教員 (1ページ目の備考2参照)	市町村立学校	学校長 (園長)	市町村教育委員会(注2)
	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校		市町村長
	幼保連携認定こども園		(空欄)
	神奈川県立学校		学校法人の理事長
	私立学校		国立大学(学)長
国立学校			
(2) 現在、教員以外の仕事に就いている方(例:現職の保育士の方で、幼保特例制度を利用して幼稚園教諭免許状を申請する方。) (ただし、保育教諭として勤務している方は(1)参照)		(空欄)	現在勤務している勤務先の長(代表者、園長、施設長) 又は出身大学の長
(3) 申請時に(1)(2)のいずれにも属していない方 (1ページ目の備考3参照)		(空欄)	過去に勤務していた勤務先の長(代表者)又は出身大学等の学長

(注1) 非常勤講師で、雇用者が校長の場合は、所属長(学校長)印のみで可とします。

(注2) 教育長ではなく、教育委員会となります。